平成２１年（フ）第１５５５号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字南二反畑596番地の１　１Ｆ
債務者　赤羽　秀一
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４号
愛知県一宮市奥町字神田76番地１
債務者　滝本　澄雄
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２８号
三重県熊野市井戸町776番地
債務者　松原　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第２９号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀1185―１、住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町海山区船津15番地１
債務者　池畑　　光
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第３１号
三重県熊野市遊木町461番地
債務者　田中　千草
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第４４９０号
大阪府高槻市松が丘３丁目26番７号
債務者　岡村　　守
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２２号
岡山県倉敷市広江７丁目14番３―209号
債務者　笠原　英樹
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２号
愛媛県今治市黄金町４丁目３番地13
債務者　塚本　秀夫
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１３６６号
札幌市中央区南３条東４丁目３番地５　クリーンリバーフィネス大通南405号
債務者　森　　和美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４００号
札幌市東区北36条東28丁目１番５号　サンリバー丘珠Ｃ号
債務者　佐藤　英貴
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４４号
北海道千歳市寿２丁目８番５号
債務者　畑澤清代美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５７号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目６番８号　ＳＫハイツⅠ―202号
債務者　寺田　未来（旧姓諸橋）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７２号
札幌市中央区北１条西18丁目２番地１　アートサイドテラス207号
債務者　山野　美穂（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７７号
札幌市清田区美しが丘２条７丁目７番12号
債務者　武田　秀敏
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８５号
札幌市東区伏古６条２丁目４番１―404号
債務者　鈴木　香織
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８６号
札幌市中央区南６条西９丁目1019番地12　札幌第１パークハイツ511号
債務者　土居　純和
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０７号
北海道千歳市北陽１丁目８番３号
債務者　福光由加里
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２２号
札幌市豊平区豊平５条８丁目３番15号　シャトレーヌ豊平202号
債務者　宮岡絵里香
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部